

## 堀ノ内一丁目擁壁倒壊事故後の対応について

令和7年9月30日に発生した堀ノ内一丁目擁壁倒壊事故の現時点における現場の状況と、今後実施を予定している擁壁の安全対策について、以下のとおり報告します。

### 1 倒壊事故現場の状況について

#### (1) 当該敷地の状況

所有者によるがれき撤去は、令和7年10月10日に一旦終了しているが、今後、所有者が擁壁や建物を再建するまでの暫定措置として、大型土嚢の設置による安全対策が必要な状況である。

このため、区では所有者が早期に大型土嚢設置による安全対策を行えるよう、大型土嚢を設置する施工者を探すなどの支援を行っているところである。

今後も、施工者との調整など所有者の支援を行い、早期の大型土嚢設置に向けて取り組んでいく。

#### (2) 区有通路の状況

倒壊した擁壁が面していた区有通路は、がれきの撤去が終了し通行できる状態になっているが、通行上の安全が確保されていないため、現在まで通行止めとしている。今後も、新たな擁壁が築造されるなど通行上の安全が確保されるまでの間、通行止めを継続する予定である。

### 2 拥壁の安全対策について

#### (1) 拥壁アドバイザー派遣事業の創設

擁壁は、所有者が適切に維持管理すべきものであるが、擁壁の安全性や改善策等について専門家でないと判断することが困難である。

このため、所有者自らが行う適切な維持管理を支援し、擁壁の安全性の向上を図ることを目的として、擁壁の所有者等に、擁壁の設計や工事に精通している擁壁アドバイザーを派遣し、擁壁の調査や改善策の提案等を行う擁壁アドバイザー派遣事業を創設する。

##### ① 派遣対象者

擁壁の改善を検討している所有者等

##### ② 対象とする擁壁

高さ2m超の擁壁及び高さ0.8m以上の道路等に面する擁壁

##### ③ アドバイザーの業務

外観目視調査及び擁壁の改善策の提案、助言等

##### ④ 派遣に要する費用

予算の範囲で区が負担し、区民負担は無料とする。

##### ⑤ 開始時期

令和7年12月下旬予定

#### (2) その他の取組

次の助成制度や擁壁実態調査については、令和8年度予算に計上する方向で詳細を検討する。

##### ① 助成制度の創設

安全性に問題がある擁壁を早期に解消するため、擁壁の築造替え工事や補強工事等に要する費用を一部助成する新たな助成制度を創設する。

##### ② 拥壁実態調査の実施

区内の擁壁の実態を把握するため、通学路や避難路に面する擁壁の調査を行う。